

# 生活保護制度

## 暮らしに困ったときは相談を

生活保護は、日本国憲法第25条の定めに基づき、現に暮らしに困っている国民の誰もが受けられます。「病气やけがなどで収入がない」「働いていても収入が少なく」「生活費や住宅費、医療費等に困っている方」にその不足を補うとともに、自立した生活ができるよう支援します。

生活保護は、国の決めた保護

○親子、兄弟姉妹などからできるだけ援助を受ける  
○年金や各種手当などの法律などの給付を活用する

# 高齢者世帯・障害者世帯・ひとり親世帯へ

助成する制度もあります(収入要件等あり)。  
なお、単身高齢者向けの新たな補償サービスを7月から実施する予定です。詳細は後日、区報等でお知らせします。

65歳以上の方を含む60歳以上の方で構成する世帯  
「障害者世帯」身体障害者手帳(1級から4級)、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証(精神通院)の交付を受けている方のいる世帯または精神障害により障害年金を受給している方のいる世帯

# 江東区・第七消防方面 合同水防訓練

## 雨期を前に実践的な訓練 ぜひ見学を

6/1(土)

台風や集中豪雨が発生する雨期を前に、江東区・第七消防方面合同水防訓練を区立荒川・砂町水辺公園で実施します。区と防災関係機関が連携し、水防態勢の強化と水防工法の技術向上

○働ける人は能力に応じて働く  
○預金や土地などの資産を活用する

# 人権学習講座(前期)

幅広い世代に浸透したSNS(ソーシャル・ネットワーク)が、人となりがりやすく便利な反面、フェイクニュースと知らずに拡散してしまいうことがあります。今回の講座では、SNSを通じた若者支援の取り組みと、フェイクニュースが広まるカラクリと見抜き方、すべての人が「安心して生存でき、人間らしく生活ができる状態」を保障するための持続可能な開発目標(SDGs)について学びます。

無(希望の場合はお子さんの氏名、ふりがな、生年月日、さくらんぼ保育室利用経験の有無を記入)⑥手話通訳または要約筆記の希望の有無を記入し、人権推進課人権推進担当へ※区ホームページからも申込できます

# 「土のう」を配付

※配付した土のうは、個人で日常管理・不要時の処分をお願いします。また、土のうをお持ちの方で、袋が破損している場合は、袋のみの配付も行っています。なお、お申し込みは50袋を限度とします。

# 工業統計調査にご協力を

6月1日現在で、全国一斉に工業統計調査が行われます。この調査は、我が国の製造業の実態を明らかにすることを目的としています。調査結果は、行政施策のための基礎資料として、また、学術研究、市場予測などの基礎資料として幅広く利用されます。

5月中旬に統計調査員が対象の事業所に伺いますので、調査への協力をお願いします。

6月ごろから梅雨、台風の季節を迎えます。昨今は、全国規模で多くの水害が発生しています。水害の対策には日ごろからの皆さん一人ひとりの備えが重要となります。テレビやラジオ、インターネットなどで情報を確認し、気象の変化に日々注意しましょう。

「土のう」は区指定日に配送  
区では家屋への浸水被害を防ぐため、6月から10月の各月に「土のう」を主に戸建住宅にお住まいの希望者に配付します。台風接近時等の直前対応は困難ですので、ぜひこの機会をご利用ください。

回	日程	テーマ	講師
1	6/18(火) 19:00~20:30	何が若者を追い詰めているのか~24時間のLINE相談活動から生きやすい社会について考える~	岡田沙織(NPO法人若者メンタルサポート協会理事)
2	6/27(木) 19:00~20:30	そのニュースは真実か~フェイクニュースが広まる「カラクリ」と見抜き方~	楊井人文(NPO法人ファクトチェック・イニシアティブ事務局長)
3	7/6(土) 10:00~12:00	写真で見るSDGs持続可能な開発目標(フィールドワーク)	JICA地球ひろば地球案内人

「5月受付分の配送日」  
6月上旬の区が指定する日  
【申】5月31日(金)までに電話で河川公園課工務係

ただし、規模を把握するため、すべての製造業事業所に対して、事業所名や従業員数などの確認に伺います。